

はしがき

21世紀の日本を支えるより良き司法を創るために、近時、司法や裁判に関する様々な改革が行われています。また、市民の間でも、司法や裁判に対する関心が急速に高まっています。それは、司法改革のための新たな包括的ヴィジョンを提示した『司法制度改革審議会意見書』（2001年6月12日公表）をひとつの起点としたものです。この意見書を具体化するプロセスでは、日本の司法の制度的基盤とそれを支える人的基盤の拡充だけではなく、国民の司法参加も推進されてきました。とくに、2009年から実施されている裁判員制度をはじめとして、市民が裁判に関わる機会が、現在急激に拡大しています。それとともに、司法や裁判が市民生活にとって身近な存在になれば、市民が裁判に関する基本的な知識を修得し、その課題を知ることも必要となってきます。しかも、市民がより積極的に司法に参加してその一部を担い、また、より多くの市民が積極的に司法制度を利用することも可能な時代となったのです。

先に述べた意見書には、司法の使命に関する印象的な記述が見られます。

「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない。そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである。」

このような使命を具体化し、「国民の期待に応える司法制度」を構築するために、意見書には、次のような一般的な提言がなされていました。すなわち、「国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する」という

目標を示したうえで、「民事司法については、国民が利用者として容易に司法へアクセスすることができ、多様なニーズに応じた適正・迅速かつ実効的な救済が得られるような制度の改革が必要である。」などと記し、「刑事司法については、新たな時代・社会の状況の中で、国民の信頼を得ながら、その使命（適正手続の保障の下、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速な刑罰権の実現を図ること）を一層適切に果たしうるような制度の改革が必要である。」などと指摘していたのです。

本書は、このような司法・裁判についての基本的な考え方に共鳴した執筆者が、市民の立ち位置から市民目線で市民のために「日本の司法」の全体像をわかりやすく概観したものです。とくに、本書では、人・制度・手続に着目しつつ、司法という深い森の中にある手続や法実務という実りの果実を立体的に照らし出すことができるように心がけました。そのために、司法や裁判の位置付けとその裾野の拡大や、多様な手続とそれぞれにおける担い手たち、さらには、法や実務の現代的な課題などを示しました。

その意味で、本書は、大学生、大学院生、各種試験の受験生、社会人のために、書かれたものです。とくに、法学部の入門的な科目としての「法学入門」、「民事手続法概論」、「刑事司法論」などや、一般教養科目としての「裁判法」、「司法制度論（裁判制度論、司法過程論）」などは、多様化し複雑化した問題を数多く抱えた現代社会において、良き市民となるべき学生にとって基礎となる法分野です。しかも、それは、憲法、行政法、民法、商法、刑法等の多様な法規範を具体的に実効化するための制度・手続として不可欠なものです。また、本書は、将来、裁判員や検察審査会委員などに選ばれる可能性がある市民や、法曹三者をはじめ、民事調停委員や家事調停委員など、将来司法の領域等に職を得ることを考えている人々が、民事裁判や刑事裁判の制度や手続の全体像を知るための入門書や手引書になることも期待しています。

さらに、民事や刑事の領域において、様々なかたちで紛争や事件に関わる市民や関わらざるをえない市民が、手続を担う人々とその役割を理解し、諸手続の概要を知り、その見通しを得ることは、不安を取り除くだけでなく、制度の活用にもつながるとも考えられます。民事事件であれ刑事事件であれ、紛争や事件は発生すれば過去のものになります。手続を契機として、首尾よく紛争

解決がなされたり、事件処理がなされたりした場合には、紛争や事件後も生きてゆかねばならない市民にとっては、人生の良き経験あるいは試練となりえるとも考えられます。「過去を変えることはできないが、未来は造ることができる」という未来志向の考え方です。これは、企業にとっても同様です。その現実化のためにも、公正な司法制度が、市民や企業に活用されることを願ってやみません。

現在、司法制度の側も、民事の領域か刑事の領域かを問わず、また、裁判外紛争解決制度等の側も、行政の領域か民間の領域かを問わず、市民のために様々なサービスや改善を行っています。本書では、その努力の一端を知ってもらえればと願いつつ編集作業を行いました。一般市民にとっては、裁判所は、「裁判をしてもらう所」ですが、たとえば、英語では、単に court であり、そこは、人々が集い何かを行う開かれた空間なのです。民事の領域では、統計的に見た場合に、文字どおり「裁判」で終わっている事件よりも、当事者が主体的に参加し相手方との間でやりとりを行うことによる「調整」的な紛争解決（例、調停や裁判上の和解等）が占める割合が、実際にはかなり多いのです。そのことを知るだけでも、裁判所のイメージが、多少とも変わるのではないかと思います。本書は、そのような身近な司法への案内書になることができればと願っています。

なお、本書の巻末には、各章の〈参考文献〉と〈戦後司法年表〉を付しました。

最後に、ご多忙な中で、本書の企画の趣旨に賛同していただき玉稿をお寄せいただきました執筆者の方々に、心から感謝を申し上げますとともに、企画から刊行に至るまでご尽力をいただきました法律文化社の秋山泰さんにも、深く感謝いたします。

2013年11月

紅葉が輝く京都にて

編者を代表して 川嶋四郎